

| | | |
|------|---|----------------|
| 36 | 都市整備局 | 航空政策の推進 |
| 事業概要 | <p>1 羽田空港の機能強化 羽田空港は、平成22年10月にD滑走路及び国際線地区が供用開始され、本格的な国際空港となった。将来にわたって、東京が国際競争力を持って持続的な発展を続けていくため、羽田空港の機能強化を推進する必要がある。</p> <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進 空港跡地については、国家戦略特区や特定都市再生緊急整備地域に指定されており、「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進める必要がある。</p> <p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進 グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されており、国際競争力強化のためビジネス航空の受入れを促進する必要がある。</p> <p>4 横田空域の返還 米軍が管理する横田空域は、一都九県にまたがる広大な空域である。横田空域及び管制業務を全面返還させ、首都圏空域の効率的な運用を図る必要がある。</p> | |
| | <p>1 羽田空港の機能強化 平成26年8月 国が「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、2020年までの実現に向けた飛行経路見直し等による容量拡大案を提案 都は「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」を設置 令和元年5月 国は、5期にわたる住民説明会や低騒音機の導入促進、落下物防止対策基準の義務付けなど「これまでの取組と対応方策等」を公表 令和元年7月 都は「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」を開催、関係区市の意見概要とりまとめ 国は、都や地元の要請を受け、秋からのオープンハウス型説明会の開催や着陸高度の更なる引き上げなど、追加対策等を示した 令和元年8月 7日、国が開催した具体化協議会において、都は、国が示したスケジュールに基づき、必要な手続きを着実に進めるよう要望するとともに、関係区市からの意見を伝える 8日、昨日開催された協議会において、関係自治体等から、国に対してしっかりとした対策を講じることを求める旨の発言、首都圏全体での騒音共有の実現の第一歩として評価する旨の発言等があり、国は頂いたご意見・ご要望をしっかりと受け止め丁寧に対応する旨回答した。こうした状況を踏まえ、国は、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便することを決定 令和元年11月～令和2年1月 国が、機能強化に関する説明会（第6フェーズ）を都内で、平日及び土日に39日間開催 令和2年3月 都は、運用開始後における関係自治体との新たな情報連絡体制として、「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」に分科会を設置 国は、新飛行経路の運用を開始</p> | <p>これまでの経過</p> |

| | |
|--|--|
| <p>こ れ ま で の 経 過</p> | <p>令和2年6月 国は、羽田新経路の固定化を回避するための方策について、最近の航空管制や航空機器の技術革新を踏まえ、技術的観点から検討を行うため、「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を設置</p> <p>令和2年8月 国は、新飛行経路の運用状況等の定期的な公表を開始</p> <p>令和2年12月 国は、「第2回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を開催し、技術的選択肢として12通りの飛行方式を洗い出し</p> <p>令和3年3月 国は、「第3回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を開催し、羽田空港への導入可能性がある複数の飛行方式に絞り込んだ上で、導入する場合の課題について議論</p> <p>令和3年8月 国は、「第4回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を開催し、羽田空港への導入可能性のある飛行方式として、技術的見地から2つの飛行方式を選定</p> <p>令和4年8月 国は、「第5回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を開催し、第4回検討会において選定された2つの飛行方式について、飛行方式の技術的な検討に係る進捗状況の報告および基準策定に向けて今後行うべき取組について議論</p> <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進</p> <p>平成22年10月 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」策定 [第1ゾーン]</p> <p>平成28年2月 国家戦略特区における都市計画法等の特例措置を活用し、土地区画整理事業等の都市計画決定(平成28年10月事業認可取得)</p> <p>平成29年5月 大田区が、産業交流施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定</p> <p>平成30年6月 大田区が、空港跡地の一部土地を国とURから購入</p> <p>平成30年12月 大田区が選定した民間事業者が、本体工事に着手</p> <p>令和2年7月 まち開き(羽田イノベーションシティの先行開業)</p> <p>令和2年9月 羽田イノベーションシティが本格稼働</p> <p>[第2ゾーン]</p> <p>平成28年6月 国が、宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定</p> <p>平成30年4月 国が選定した民間事業者が、工事に着手</p> <p>令和2年3月 羽田エアポートガーデンの建物がしゅん工</p> <p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進</p> <p>平成22年11月 「首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針」策定</p> <p>平成26年9月 羽田空港における国際線ビジネスジェット専用ゲート供用開始</p> <p>平成28年4月 羽田空港における発着枠拡大(8回/日→16回/日)等受入れ体制強化</p> <p>平成30年10月 羽田空港におけるビジネスジェット専用駐機スポットの拡充</p> <p>令和3年7月 羽田空港における(新設)国際線ビジネスジェット専用ゲート供用開始</p> <p>4 横田空域の返還</p> <p>平成13年度以降 横田空域の早期全面返還を実現するよう国に提案要求</p> <p>平成18年5月 「再編実施のための日米ロードマップ」で「横田空域全体のあり得</p> |
|--|--|

| | |
|----------------|---|
| | <p>べき返還に必要な条件を検討し、平成21年度に完了する」ことなどが合意 平成20年9月 一部返還実施</p> |
| <p>現在の進行状況</p> | <p>1 羽田空港の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都は、国に対して、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策の着実な実施を求めるとともに、関係自治体と情報共有や意見交換を行っている。 ・ 国は、都の要望を踏まえ、継続的な地元への丁寧な情報提供を行うとともに、騒音・安全対策の着実な実施に取り組んでいる。 <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1ゾーンは、独立行政法人都市再生機構を施行者として、土地区画整理事業の工事に着手している。また、大田区が公民連携で進めている「新産業・創造発信拠点」の一翼を担う大規模複合施設の整備・運営については、公募選定事業者により、平成30年12月に工事着手、令和2年7月にまち開き（先行開業）し、9月より本格稼働している。 ・ 第2ゾーンは、国が、宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、工事を完了した。羽田エアポートガーデンは、新型コロナウイルス感染症に伴い、開業予定を令和2年4月から夏頃へと延期したが、さらに再延期（開業時期未定）としている。 <p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年4月に発着枠の拡大、平成30年10月には駐機スポットの拡充、令和3年7月に国際線ビジネスジェット専用ゲートを新設するなど受入れ体制の強化が図られ、一定の改善は見られた。更なる受入れ体制の強化に向けて国に働きかけている。 <p>4 横田空域の返還</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討」については、既に平成22年5月に完了しており、検討結果を明らかにし、それを踏まえ、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るよう国に働きかけている。 |
| <p>今後の見通し</p> | <p>1 羽田空港の機能強化</p> <p>新飛行経路運用開始後も、都は国に対して、引き続き丁寧な情報提供と騒音・安全対策の着実な実施を求めるとともに、都民の理解が更に深まるよう取り組むとともに、関係自治体と情報共有や意見交換を行っていく。</p> <p>また、羽田空港の更なる機能強化のあり方についても検討を行っていく。</p> <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進</p> <p>羽田空港跡地について、国や地元区と連携して、令和5年の全施設開業に向け、空港と一体となった魅力的なまちづくりを促進していく。</p> <p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進</p> <p>羽田空港の駐機スポットの整備や発着枠拡大などによる一層の受入れ体制の強化を国に働きかけていく。</p> |

| | | | |
|--------|---|----|--------------|
| | <p>4 横田空域の返還 横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るよう国に働きかけていく。</p> | | |
| 問い合わせ先 | 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 | 電話 | 03-5388-3288 |